

【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 平成24年7月12日提出 |
| 【発行者名】 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | CEO兼執行役会長 岩崎俊博 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋一丁目12番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 松井 秀仁 連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号 |
| 【電話番号】 | 03-3241-9511 |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | 財形給付金ファンド |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 | 継続募集額(平成24年1月13日から平成25年1月10日まで) 2,000億円を上限とします。 *なお、継続申込期間（以下「申込期間」といいます。）は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新され ます。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成24年1月12日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また 第二部 ファンド情報 および 第三部 委託会社等の情報 に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(3) ファンドの仕組み

（前略）

委託会社の概況

委託会社

（中略）

・資本金の額

平成23年11月末現在、17,180百万円

（中略）

・大株主の状況(平成23年11月末現在)

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|----------------|------------------|------------|------|
| 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 5,150,693株 | 100% |

<訂正後>

(3) ファンドの仕組み

（前略）

委託会社の概況

委託会社

（中略）

・資本金の額

平成24年5月末現在、17,180百万円

（中略）

・大株主の状況(平成24年5月末現在)

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|----------------|------------------|------------|------|
| 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 5,150,693株 | 100% |

2 投資方針

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(3) 運用体制

ファンドの運用体制は以下の通りです。

(中略)

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

(中略)

ファンドの運用体制等は平成24年1月12日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(3) 運用体制

ファンドの運用体制は以下の通りです。

(中略)

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

(中略)

ファンドの運用体制等は平成24年7月12日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 投資リスク

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(前略)

委託会社におけるリスクマネジメント体制

(中略)

投資リスクに関する管理体制等は平成24年1月12日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(前略)

委託会社におけるリスクマネジメント体制

(中略)

投資リスクに関する管理体制等は平成24年7月12日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(3) 信託報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の200以内(平成24年1月12日現在年10,000分の37.87)の率(以下「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とします。

なお、信託報酬率が年10,000分の37.87の場合の信託報酬率の分配については、次の通りとします。

| < 委託会社 > | < 販売会社 > | < 受託会社 > |
|---------------|----------------|------------|
| 年10,000分の14.5 | 年10,000分の18.37 | 年10,000分の5 |

* 上記配分は、平成24年1月12日現在の信託報酬率における配分です。

販売会社の配分率には消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を含みます。

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

<訂正後>

(3) 信託報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の200以内(平成24年7月12日現在年10,000分の37.87)の率(以下「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とします。

なお、信託報酬率が年10,000分の37.87の場合の信託報酬率の分配については、次の通りとします。

| < 委託会社 > | < 販売会社 > | < 受託会社 > |
|---------------|----------------|------------|
| 年10,000分の14.5 | 年10,000分の18.37 | 年10,000分の5 |

* 上記配分は、平成24年7月12日現在の信託報酬率における配分です。

販売会社の配分率には消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を含みます。

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

<訂正前>

(5) 課税上の取扱い

(前略)

特別法人税と地方税の取扱いについて

ファンドは、給付金契約および基金契約にかかる信託財産として、法人税法の規定により特別法人税、および地方税法の規定により当該特別法人税額に応じて課せられる地方税が課せられます。なお、平成23年11月末現在、租税特別措置法第68条の4の規定が適用されています。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

(5) 課税上の取扱い

(前略)

特別法人税と地方税の取扱いについて

ファンドは、給付金契約および基金契約にかかる信託財産として、法人税法の規定により特別法人税、および地方税法の規定により当該特別法人税額に応じて課せられる地方税が課せられます。なお、平成24年5月末現在、租税特別措置法第68条の4の規定が適用されています。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

なお、税法上の取扱いが一時所得・給与所得となり所得税が課される場合については、平成25年1月1日から、所得税に加えて復興特別所得税も課されます。

* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 運用状況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

以下は平成24年5月31日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)投資状況

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|------|------------|---------|
| 国債証券 | 日本 | 52,483,531 | 95.26 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 2,606,796 | 4.73 |
| 合計(純資産総額) | | 55,090,327 | 100.00 |

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価単価(円) | 簿価金額(円) | 評価単価(円) | 評価金額(円) | 利率(%) | 償還期限 | 投資比率(%) |
|----|------|------|-------------------|------------|---------|------------|---------|------------|-------|-----------|---------|
| 1 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付(5年)第97回 | 13,000,000 | 100.25 | 13,033,450 | 101.00 | 13,130,520 | 0.4 | 2016/6/20 | 23.83 |
| 2 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付(5年)第89回 | 12,000,000 | 100.49 | 12,058,920 | 100.91 | 12,109,200 | 0.4 | 2015/6/20 | 21.98 |
| 3 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付(5年)第84回 | 10,000,000 | 101.48 | 10,148,500 | 101.22 | 10,122,300 | 0.7 | 2014/6/20 | 18.37 |
| 4 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付(2年)第296回 | 10,000,000 | 99.99 | 9,999,518 | 99.99 | 9,999,518 | 0.1 | 2012/9/15 | 18.15 |
| 5 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付(2年)第300回 | 4,000,000 | 100.05 | 4,002,113 | 100.05 | 4,002,113 | 0.2 | 2013/1/15 | 7.26 |
| 6 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付(10年)第309回 | 3,000,000 | 101.64 | 3,049,470 | 103.99 | 3,119,880 | 1.1 | 2020/6/20 | 5.66 |

種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|------|----|---------|
| 国債証券 | | 95.26 |

| | |
|----|-------|
| 合計 | 95.26 |
|----|-------|

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

平成24年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

| 計算期間 | 純資産総額(百万円) | | 1口当たり純資産額(円) | |
|--------------------|------------|-------|--------------|-------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第27期 (2002年10月19日) | 196 | 196 | 3.800 | 3.800 |
| 第28期 (2003年10月19日) | 199 | 199 | 3.769 | 3.769 |
| 第29期 (2004年10月19日) | 194 | 194 | 3.791 | 3.791 |
| 第30期 (2005年10月19日) | 160 | 160 | 3.795 | 3.795 |
| 第31期 (2006年10月19日) | 159 | 159 | 3.770 | 3.770 |
| 第32期 (2007年10月19日) | 155 | 155 | 3.815 | 3.815 |
| 第33期 (2008年10月19日) | 151 | 151 | 3.856 | 3.856 |
| 第34期 (2009年10月19日) | 154 | 154 | 3.944 | 3.944 |
| 第35期 (2010年10月19日) | 84 | 84 | 3.992 | 3.992 |
| 第36期 (2011年10月19日) | 83 | 83 | 3.987 | 3.987 |
| 2011年5月末日 | 87 | | 3.983 | |
| 6月末日 | 83 | | 3.984 | |
| 7月末日 | 82 | | 3.988 | |
| 8月末日 | 83 | | 3.989 | |
| 9月末日 | 83 | | 3.988 | |
| 10月末日 | 85 | | 3.987 | |
| 11月末日 | 85 | | 3.986 | |
| 12月末日 | 85 | | 3.989 | |
| 2012年1月末日 | 86 | | 3.989 | |
| 2月末日 | 85 | | 3.992 | |
| 3月末日 | 84 | | 3.991 | |
| 4月末日 | 55 | | 3.995 | |
| 5月末日 | 55 | | 3.998 | |

分配の推移

| 期 | 1口当たりの分配金 |
|------|-----------|
| 第27期 | 円 |
| 第28期 | 円 |
| 第29期 | 円 |
| 第30期 | 円 |
| 第31期 | 円 |
| 第32期 | 円 |
| 第33期 | 円 |
| 第34期 | 円 |
| 第35期 | 円 |
| 第36期 | 円 |

収益率の推移

| 期 | 収益率 |
|-----------|-------|
| 第27期 | 0.7 % |
| 第28期 | 0.8 % |
| 第29期 | 0.6 % |
| 第30期 | 0.1 % |
| 第31期 | 0.7 % |
| 第32期 | 1.2 % |
| 第33期 | 1.1 % |
| 第34期 | 2.3 % |
| 第35期 | 1.2 % |
| 第36期 | 0.1 % |
| 第37期(中間期) | 0.2 % |

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

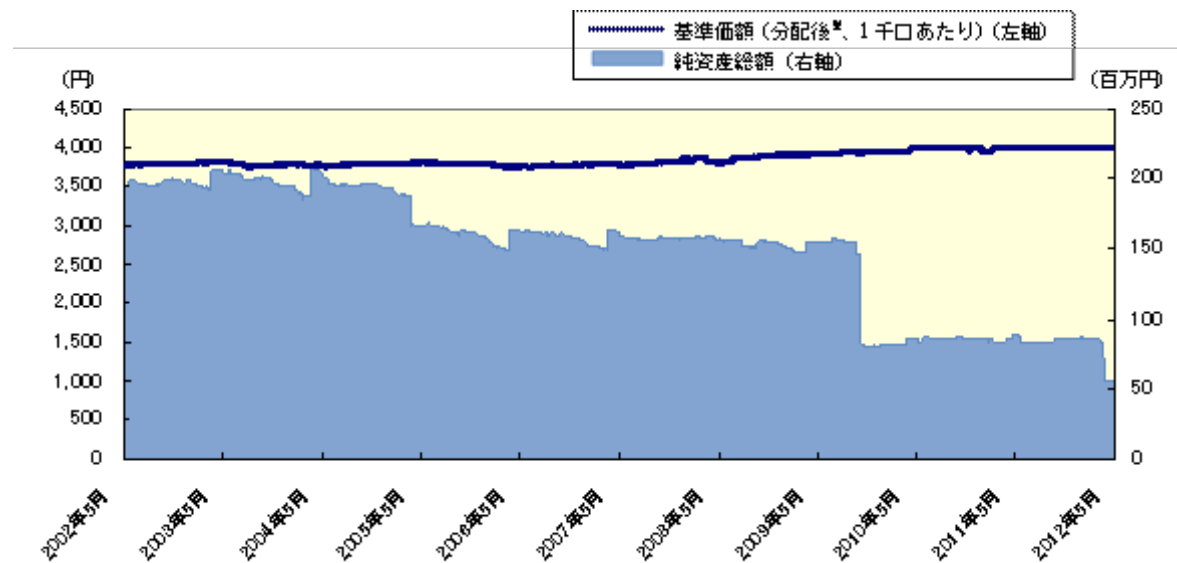
(4)設定及び解約の実績

| 期 | 設定口数 | 解約口数 | 発行済み口数 |
|-----------|------------|------------|------------|
| 第27期 | 14,310,686 | 12,802,160 | 51,598,173 |
| 第28期 | 14,001,134 | 12,707,775 | 52,891,532 |
| 第29期 | 15,461,656 | 16,922,096 | 51,431,092 |
| 第30期 | 13,973,915 | 23,089,277 | 42,315,730 |
| 第31期 | 13,501,941 | 13,467,559 | 42,350,112 |
| 第32期 | 12,485,156 | 14,000,220 | 40,835,048 |
| 第33期 | 11,525,870 | 13,200,161 | 39,160,757 |
| 第34期 | 10,598,047 | 10,675,954 | 39,082,850 |
| 第35期 | 4,824,724 | 22,683,700 | 21,223,874 |
| 第36期 | 4,617,898 | 4,954,962 | 20,886,810 |
| 第37期(中間期) | 2,119,878 | 1,960,680 | 21,046,008 |

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

< 参考情報 > 運用実績（2012年5月31日現在）

[基準価額・純資産の推移]（日次）



当ファンドでは分配をせず信託財産に留保しております。

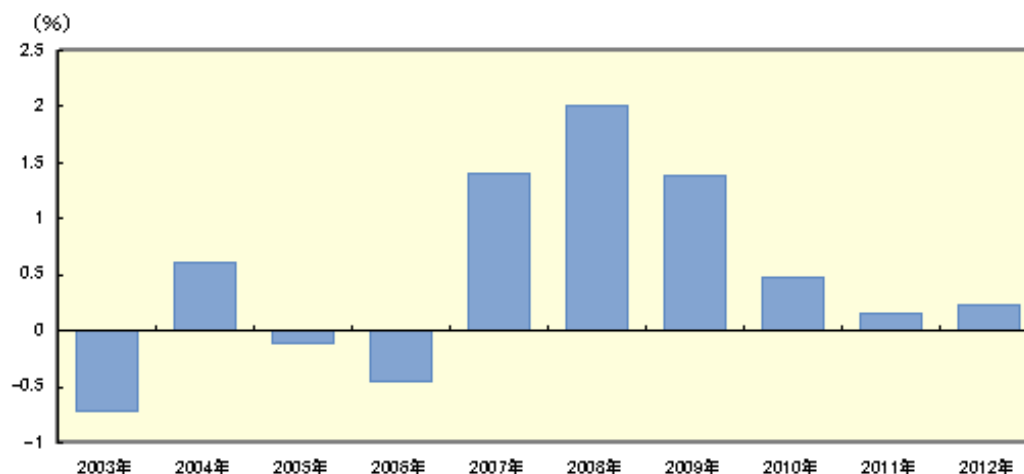
[分配の推移]

該当事項はありません。

[主要な資産の状況]

| 銘柄別投資比率 | | | |
|---------|-------------------|------|----------|
| 順位 | 銘柄 | 種類 | 投資比率 (%) |
| 1 | 国庫債券 利付(5年)第97回 | 国債証券 | 23.8 |
| 2 | 国庫債券 利付(5年)第89回 | 国債証券 | 22.0 |
| 3 | 国庫債券 利付(5年)第84回 | 国債証券 | 18.4 |
| 4 | 国庫債券 利付(2年)第296回 | 国債証券 | 18.2 |
| 5 | 国庫債券 利付(2年)第300回 | 国債証券 | 7.3 |
| 6 | 国庫債券 利付(10年)第309回 | 国債証券 | 5.7 |

[年間収益率の推移] (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資したものととして算出しておりますが、当ファンドでは分配をせず信託財産に留保しております。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2012年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第3 【ファンドの経理状況】

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表 につきましては、以下の中間財務諸表が追加されます。

< 中間財務諸表 >**財形給付金ファンド**

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期中間計算期間(平成23年10月20日から平成24年 4 月19日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

財形給付金ファンド

(1)中間貸借対照表

| 期別 | 第37期中間計算期間末 平成24年 4 月19日現在 |
|-----------------|-------------------------------|
| 科目 | 金額(円) |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 1,543,568 |
| 国債証券 | 82,559,080 |
| 未収利息 | 86,157 |
| 前払費用 | |
| 流動資産合計 | 84,188,805 |
| 資産合計 | 84,188,805 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払受託者報酬 | 21,369 |
| 未払委託者報酬 | 140,405 |
| その他未払費用 | 791 |
| 流動負債合計 | 162,565 |
| 負債合計 | 162,565 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 21,046,008 |
| 剰余金 | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 62,980,232 |
| 元本等合計 | 84,026,240 |
| 純資産合計 | 84,026,240 |
| 負債純資産合計 | 84,188,805 |

(2)中間損益及び剰余金計算書

| 期別 | 第37期中間計算期間 自 平成23年10月20日 至 平成24年 4 月19日 |
|-----------------------------|---|
| 科目 | 金額(円) |
| 営業収益 | |
| 受取利息 | 166,714 |
| 有価証券売買等損益 | 115,222 |
| 営業収益合計 | 281,936 |
| 営業費用 | |
| 受託者報酬 | 21,369 |
| 委託者報酬 | 140,405 |
| その他費用 | 791 |
| 営業費用合計 | 162,565 |
| 営業利益 | 119,371 |
| 経常利益 | 119,371 |
| 中間純利益 | 119,371 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額 | |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 62,386,820 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 6,335,939 |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額 | 6,335,939 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 5,861,898 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額 | 5,861,898 |
| 分配金 | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 62,980,232 |

(3)中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------------|---|
| 1 運用資産の評価基準及び評価方法 | (1) 国債証券 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 |
| 2 費用・収益の計上基準 | (1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 |
| 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| 4 その他 | 当ファンドの計算期間は、平成23年10月20日から平成24年 10 月19日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、平成23年10月20日から平成24年 4 月19日までとなっております。 |

(追加情報)

| |
|--|
| 第37期中間計算期間 自 平成23年10月20日 至 平成24年 4 月19日 |
| 当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。 |

(中間貸借対照表に関する注記)

| 第37期中間計算期間末 平成24年 4 月19日現在 | |
|-------------------------------|--------------|
| 1 中間計算期間の末日における受益権の総数 | 21,046,008 口 |
| 2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | |
| 1口当たり純資産額 | 3.993 円 |
| (1,000口当たり純資産額) | 3,993 円) |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 第37期中間計算期間末 平成24年 4 月19日現在 | |
|---|--|
| 1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | |
| 2 時価の算定方法 国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | |

(その他の注記)

1 元本の移動

| 第37期中間計算期間 自 平成23年10月20日 至 平成24年 4 月19日 | |
|---|--------------|
| 期首元本額 | 20,886,810 円 |
| 期中追加設定元本額 | 2,119,878 円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,960,680 円 |

2 デリバティブ取引関係

第37期中間計算期間末(平成24年 4 月19日現在)
該当事項はございません。

2 ファンドの現況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

純資産額計算書

平成24年5月31日現在

| | | |
|----------------|------------|---|
| 資産総額 | 55,114,696 | 円 |
| 負債総額 | 24,369 | 円 |
| 純資産総額(-) | 55,090,327 | 円 |
| 発行済口数 | 13,779,533 | 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 3.998 | 円 |

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1) 資本金の額

平成23年11月末現在、17,180百万円

(以下 略)

<訂正後>

(1) 資本金の額

平成24年5月末現在、17,180百万円

(以下 略)

2 事業の内容及び営業の概況

原届出書の 第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成24年4月27日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

| 種類 | 本数 | 純資産総額(百万円) |
|------------|-----|------------|
| 追加型株式投資信託 | 768 | 9,983,622 |
| 単位型株式投資信託 | 40 | 228,995 |
| 追加型公社債投資信託 | 18 | 4,740,909 |
| 単位型公社債投資信託 | 0 | 0 |
| 合計 | 826 | 14,953,526 |

第2 【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1) 受託者

| (a)名称 | (b)資本金の額 [*] | (c)事業の内容 |
|--|-----------------------|--|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスター トラスト信託銀行株式会社) | 324,279百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機 関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に 基づき信託業務を営んでいます。 |

* 平成23年10月末現在

(2) 販売会社

| (a)名称 | (b)資本金の額 [*] | (c)事業の内容 |
|----------|-----------------------|-------------------------------------|
| 野村證券株式会社 | 10,000百万円 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品 取引業を営んでいます。 |

* 平成23年10月末現在

<訂正後>

(1) 受託者

| (a)名称 | (b)資本金の額 [*] | (c)事業の内容 |
|--|-----------------------|--|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスター トラスト信託銀行株式会社) | 324,279百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機 関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に 基づき信託業務を営んでいます。 |

* 平成24年4月末現在

(2) 販売会社

| (a)名称 | (b)資本金の額 [*] | (c)事業の内容 |
|----------|-----------------------|-------------------------------------|
| 野村證券株式会社 | 10,000百万円 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品 取引業を営んでいます。 |

* 平成24年4月末現在

独立監査人の中間監査報告書

平成24年6月14日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満 雄指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている財形給付金ファンドの平成23年10月20日から平成24年4月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、財形給付金ファンドの平成24年4月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年10月20日から平成24年4月19日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。